

大阪地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(下京税務署長)

令和6年3月15日棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	濱 和哲
同	小澤 拓
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	下京税務署長 三好 正治
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

下京税務署長が令和2年6月24日付けで原告に対してした、

- 1 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金1億0848万5855円を下回る部分
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額マイナス8712万5460円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金1億9561万1315円を下回る部分
- 3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金1億8873万9222円を下回る部分
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額1857万6589円を超える部分及び納付すべき法人税額367万3700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、納付すべき地方法人税額16万1600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定及び重加算税賦課決定
- 6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引納付すべき消費税額0円を超える部分及び差引納付すべき地方消費税額0円を超える部分並びに重加算税賦課決定

- 7 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引納付すべき消費税額マイナス122万8400円を超える部分及び差引納付すべき地方消費税額マイナス33万1300円を超える部分並びに重加算税賦課決定
- 8 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引納付すべき消費税額209万1800円を超える部分及び差引納付すべき地方消費税額56万4500円を超える部分並びに重加算税賦課決定
- 9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引納付すべき消費税額289万64900円を超える部分及び差引納付すべき地方消費税額78万15900円を超える部分並びに重加算税賦課決定をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成27年3月期（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度をいい、他の事業年度、課税事業年度又は課税期間も同様に表記する。）から平成30年3月期までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）の法人税、平成30年3月期の課税事業年度（以下「本件課税事業年度」という。）の地方法人税（以下、法人税と地方法人税を併せて「法人税等」という。）並びに平成27年3月期から平成30年3月期までの各課税期間（以下「本件各課税期間」といい、本件各事業年度及び本件課税事業年度と併せて「本件各期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、①株式会社B等に対する市場調査費（以下「本件調査費」という。）を業務委託料等として計上し、②C委員会に対する月額会費（以下「本件会費」という。）を協同組合費として計上し、③組合業務に専従する従業員の給与等（以下「本件専従期間給与等」といい、本件調査費及び本件会費と併せて「本件各金員」という。）を費用として計上するなどして申告したところ、下京税務署長から、これらはいずれも寄附金の額に該当するとして、本件各金員は法人税に関する損金の額に算入することができず、また、本件調査費及び本件会費については消費税に関する課税仕入れに係る支払対価の額と認めることができないなどとして、令和2年6月24日付けで以下の（1）ないし（5）の各処分を受けたことから、これらの各処分（上記各更正処分については各申告額を超える部分）の取消しを求める事案である（以下、以下の（1）、（2）及び（4）の各処分を「本件各更正処分」といい、以下の（3）及び（5）の各処分を「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）。

- (1) 平成27年3月期から平成29年3月期までの各事業年度の法人税の各更正処分
- (2) 平成30年3月期の法人税等の更正処分
- (3) 平成30年3月期の法人税等の過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
- (4) 平成27年3月期から平成30年3月期までの各課税期間の消費税等の各更正処分
- (5) 平成27年3月期から平成30年3月期までの各課税期間の消費税等の重加算税の各賦課決定処分

1 関係法令の定め

- (1) 法人税に係る所得の金額の計算に関する定め

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とされている（法人税法22条1項）。そして、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるもの

を除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とされている（同条2項）。また、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（同条3項1号）のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（同項2号）等とされている。

（2）寄附金に関する定め

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない（法人税法37条1項）。そして、寄附金の額は、寄附金、抛出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとされている（同条7項）。

（3）課税仕入れ及び仕入れに係る消費税額の控除に関する定め

ア 消費税法2条1項（平成27年9月30日以前については、平成27年法律第9号による改正前のものをいう。以下同じ。）12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法28条1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、消費税法7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう旨定める。

イ 事業者（同法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（平成27年9月30日以前に事業者が国内において行う課税仕入れは平成27年法律第9号による改正前の消費税法30条1項1号に定めるものをいい、同年10月1日以後令和元年9月30日以前に事業者が国内において行う課税仕入れは平成27年法律第9号による改正後の平成24年法律第68号の3条の規定による改正前の消費税法30条1項1号に定めるものをいう。）は当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額（消費税法45条1項2号）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう（平成27年法律第9号による改正後の平成24年法律第68号の3条の規定による改正前の消費税法30条1項1号に定めるものをいう。）。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）の合計額を控除する（以下「仕入税額控除」という。）こととされている（同法30条1項1号）。

上記課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、

当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者には課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいう（同条6項）。

(4) 重加算税に関する定め

国税通則法（以下「通則法」という。）65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課するとされている（通則法68条1項。ただし、平成28年12月31日以前に法定申告期限が到来する国税については、平成28年法律第15号による改正前のものをいう。以下、同条について同じ。）。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実及び顕著な事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告及び原告の役員等

(ア) 原告は、生コンクリート（以下「生コン」ということがある。）等の建材の製造販売等を目的として昭和40年3月●日に設立された株式会社である。

原告の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間である。

（乙1の1の1、乙6、弁論の全趣旨）

(イ) 乙（以下「原告前代表者」という。）は、平成13年5月19日、原告の代表取締役就任し、平成27年6月30日に退任した。その後、同人の子である甲（以下「原告代表者」という。）が、平成28年5月27日、原告の代表取締役に就任し、以後、同人が原告の代表取締役を務めている（乙1の1の1・2）。

(ウ) 丙（以下「丙元取締役」という。）は、平成26年7月17日から平成27年6月30日までの間及び平成28年5月27日から平成30年12月17日までの間、原告の取締役であった者である（乙1の1の2）。

(エ) 丁（以下「丁」という。）は、原告の従業員である。

丁は、平成29年3月頃までにD労働組合●●支部（以下「本件労組」という。）に加入し、丁を分会長とする本件労組のA分会（以下「本件分会」という。）が結成された（乙20）。

イ E協同組合

(ア) E協同組合（以下「本件協同組合」という。）は、生コンクリートの共同販売等の事業を目的として昭和52年9月●日に設立された事業協同組合（中小企業等協同組合法3条1号）である（乙1の4）。

(イ) 本件協同組合の出資者（組合員）は、平成28年3月31日当時、原告のほか、株式

会社B（以下「B」という。）、F株式会社（以下「F」という。）、株式会社G（以下「G」という。）、株式会社H（以下「H」という。）、I株式会社（以下「I」といい、Iの代表取締役である戊を「I代表者」という。）であった（乙1の6、乙2）。

(ウ) Bは、平成27年3月●日に生コンクリートの製造販売等を目的として設立された株式会社であるが、同年4月20日、同じく生コンクリートの製造販売等を目的とする株式会社J（以下「J」という。）から事業譲渡を受けて、本件協同組合の出資者たる地位を含めその事業を引き継いだ（以下、BとJを併せて「B等」という。）。なお、Jの代表取締役は平成23年12月26日以降、K（以下「K」という。）が務めており、Kは、本件協同組合の理事でもあった。（甲30、乙1の2・3、乙2、5）

(エ) 京都には、本件協同組合のほかにも複数の協同組合が存在するが、本件協同組合、L協同組合（以下「L」という。）、M協同組合及びN協同組合が中心となって活動し、令和2年には、これらの4つの協同組合が統一されO協同組合が設立された（甲26～30）。

ウ C委員会

原告、B、F、I、G及びHの6社は、平成28年11月●日、C委員会（以下「本件委員会」という。）を設立した（以下、上記6社を「加盟6社」ということがある。）。本件委員会の委員長は、設立以降、Kが務めていた。（甲12、乙3、6）

本件委員会の規約には、本件委員会が、京都地区の生コン業界の安定的な発展と労働者の福祉の向上を図るため、環境整備に係る事項に関する意見交換、連絡協議、その他必要な活動を行うことを目的として設立されたものであり、同目的を達成するために、環境整備に係る事業、労働福祉に係る事業、労使間の紛争予防に係る事業、その他これらの事業に付帯する事業を行う旨の記載がある（なお、本件委員会の活動実態については、当事者間に争いがある。）（甲13）。

(2) 有限会社Pの廃業等

ア 本件協同組合、原告、I、J及びFと本件労組は、平成26年9月1日、一般貨物自動車運送事業等を目的とする有限会社P（以下「P」という。乙1の5）の廃業問題について、次の内容を含む合意をし、その旨の協定書を作成した（以下、当該協定書を「本件協定書」といい、本件協定書に係る協定を「本件協定」という。乙8）。なお、本件協定書に調印したのは、原告、I、J及びFと本件労組である（以下、本件協定に調印した原告、I、J及びFを併せて「調印4社」という。）。

(ア) Pを廃止し、その正社員（組合員）7名中6名をQ有限会社に移籍する。

(イ) 正社員（組合員）7名中1名については、Jに移籍し、賃金等は調印4社の均等割りで負担する。なお、調印4社の中に、破産、倒産、閉鎖ないし廃業となったものがある場合には、その余の他社の均等割りとする。

(ウ) 協定書の調印は、調印4社で行うが、本件協定の履行責任は、本件協同組合にもあり、調印4社に限定したものではないことを確認する。

イ Pは、平成26年9月●日、解散した（乙1の5）。

ウ 平成26年当時、Pの従業員であったR（以下「R」という。）は、本件協定に基づきJに移籍し、遅くとも平成27年以降、B等から給与の支払を受けた（乙11、弁論の全趣旨）。

エ Rは本件労組の副執行委員長であり、平成27年8月24日には、生コンクリートの製造販売等を目的とする株式会社S（以下「S」という。）の取締役就任した。Rは、平成30年8月28日、大津地区にあるT協同組合の理事長らと共謀し、生コンクリートの調達を担う商事会社の男性支店長を脅したとして恐喝未遂の容疑で本件労組の執行委員長外1名とともに逮捕され、同年11月末頃にも大手住宅メーカーの施工現場において現場責任者らに因縁をつけて工事を妨害したとして威力業務妨害の容疑で逮捕されるなどした（甲17、24、乙15）。

（3）本件調査費の支払

ア 原告は、平成26年10月23日から平成30年3月22日までの間、B等に対し、市場調査の名目での請求書に基づき、別紙1の「支出年月日」欄記載の各日に、「支出金額」欄記載の各金額をB等の預金口座に送金した。また、F、Iも、B等に対し、毎月、上記「支出金額」欄記載の各金額と概ね同額をB等の預金口座に送金した。（乙12～14、32）

イ 原告は、総勘定元帳において、本件調査費を別紙1の「計上年月日」欄記載の各日において、同「計上金額」欄記載の各金額を同「計上科目」欄記載の各科目のとおり計上した（乙12）。

ウ 原告は、平成30年11月26日頃、Bに対し、同日付け解除通知書（以下「本件解除通知書」という。）を发出した。本件解除通知書には、「弊社（原告）は、貴社（B）に市場調査を依頼しておりましたが、平成27年5月より本日に至るまでの間全く市場調査の報告を履行されておられません。それにも拘わらず、弊社（原告）は、その間、調査費用を支払って参りました。このような不合理な状況は継続させる正当な理由はありません。よって、弊社（原告）は貴社（B）への支払を止めさせていただきます。」との記載がある。（甲11）

（4）本件会費の支払

ア 原告は、平成28年12月から平成30年4月までの間、本件委員会からの各請求書に基づき、月額会費の名目で、別紙2の「支出金額」欄記載の各金額を本件委員会名義の預金口座に送金した（乙16～18）。

イ 原告は、総勘定元帳において、本件会費を別紙2の「計上年月日」欄記載の各日において、同「計上金額」欄記載の各金額を協同組合費として計上した（乙16）。

（5）本件専従期間給与等の支払

ア 丁は、平成29年6月16日から平成30年3月31日までの期間（以下「本件専従期間」という。）、原告の事業所に出勤することなく本件労組が使用する事務所で業務を行っており（なお、丁が本件専従期間において行っていた業務の内容及びその評価には争いがある。）、原告の出退勤管理に使用される「個人別・成績表」に「組合用務」の押印をしていた。

原告は、本件専従期間において、丁の勤務管理や業務に係る指揮命令はしていなかった。（乙21、原告代表者、弁論の全趣旨）

イ 原告は、丁の本件専従期間に係る給与、各種手当並びに健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料の事業主負担額（本件専従期間給与等）について、別紙3の「支出金額」欄記載の各金額を支出し、平成30年3月期事業年度に係る費用として計上

した。(乙22)

(6) 本件各処分に至る経緯

ア 確定申告

原告は、本件各期間の法人税等及び消費税等について、いずれも法定申告期限までに、下京税務署長に対し、別表1-1から1-3までの各「確定申告」欄記載のとおり、それぞれ申告した。

その際、原告は、①本件調査費について本件各事業年度において別紙1のとおり業務委託料等として計上した額をいずれも損金の額に計上し、消費税等の確定申告において、上記のとおり業務委託料等として計上していた金額の全てを課税仕入れに係る支払対価の額に含め、②本件会費について平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度において別紙2のとおり協同組合費として計上した額をいずれも損金の額に計上し、消費税等の確定申告において、上記のとおり協同組合費として計上していた金額の全てを課税仕入れに係る支払対価の額に含め、③本件専従期間給与等について、平成30年3月期事業年度において別紙3のとおり費用として計上した金額のいずれも損金の額として計上し、消費税等の確定申告において、上記のとおり費用として計上していた額の全てを課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた。

(乙23の1~4、乙24の1~4)

イ 更正請求

原告は、平成28年7月4日、下京税務署長に対し、平成27年3月期課税期間の消費税等について、別表1-3「更正の請求」欄記載のとおり、本件共同組合に対する数量賦課金、数量調整金及び特別賦課金について課税仕入れに係る支払対価であるにもかかわらず当該賦課金全額を非課税取引に係る支払対価としていたとして、更正の請求をした(乙25)。

下京税務署長は、同月26日、別表1-3「更正処分(更正の請求)」欄記載のとおり、原告の上記更正の請求に対し、原告の請求を認める旨の更正処分をした。

ウ 修正申告

原告は、平成28年7月20日、平成27年3月期及び平成28年3月期の法人税等について、別表1-1の「修正申告」欄記載のとおり、修正申告をした(乙26の1・2)。

エ 更正処分

下京税務署長は、令和2年6月24日、本件各期間の法人税等及び消費税等について、それぞれ別表1-1から1-3までの各「更正処分等(質問検査)」欄記載のとおり、本件各処分をした(甲1~9)。

(7) 本件訴えの提起等

ア 原告は、令和2年9月10日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の全部取消しを求めて審査請求をした(乙28)。

国税不服審判所長は、令和3年9月6日、原告の上記審査請求を棄却する旨の裁決をした(甲10)。

イ 原告は、令和4年2月8日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

3 本件各処分の適法性に関する被告の主張

別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載のとおりである。

なお、原告は、本件訴訟において、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争っていない。

4 争点

- (1) 本件各金員の寄附金該当性の有無（争点1）
- (2) 本件調査費及び本件会費の課税仕入れに係る支払対価該当性の有無（争点2）
- (3) 重加算税賦課の可否（事実の隠蔽又は仮装の有無）（争点3）

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各金員の寄附金該当性の有無）

（被告の主張）

ア 法人税法37条7項に定める「寄附金の額」とは、民法上の贈与に限られるものではなく経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与といい、これは金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転することであり、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものをいう。

イ 本件労組の活動等について

原告は、本件各金員の支払につき、本件労組の活動や原告と本件労組との関係が影響している」と主張する。

しかし、本件では、本件各金員が、「寄附金の額」に該当するか否かを検討すれば足り、本件労組の活動や原告と本件労組との関係を論じる必要性はない。

そして、仮に本件労組の活動等が背景にあるとしても、本件労組によるコンプライアンス啓蒙活動と称する活動は、原告が主張するような生コンクリートの製造・販売業界全体のコンプライアンスの向上を図るためのものではなく、事業者に対する妨害行為、嫌がらせ行為である。

原告は、本件各金員は本件労組が原告の企業活動を妨害する行為に出ないようにするための解決金の性質を有すると主張するところ、このような性質の金員は、本件労組が原告の企業活動等を違法に妨害しないことの対価であって公序良俗に反する支出である。そうすると、本件各金員の支払は、法人税法の損金に該当せず、ましてや上記のような事情は、経済的合理性を有する支出であることの理由付けとなる事情にも当たらない。

ウ 本件各事業年度の損金の額に算入した本件調査費について

（ア）本件調査費は、市場調査費という名目でB等に支払われたものであるが、原告代表者が、名目上は市場調査となっているものの、実際には本件労組の副委員長であるRの給与相当分をBと原告その他の2社で分割して負担するものであると述べ、丙元取締役も原告代表者と同趣旨の供述をし、かつ、市場調査というのはでたらめで税務署対策である旨述べ、Kも本件協定書に基づいて本件労組の専従者1名、すなわちRの給与相当額をBと原告その他2社で4等分して負担しているものである旨述べている。そして、原告代表者らの上記供述は、いずれも本件協定書の内容と整合し、かつ、B等がRに対して給与を支払うようになった時期も本件協定締結後の平成27年度からであり、これらの供述からすれば、本件調査費は、市場調査費という名目に仮装して、実際には本件協定により原告が負担することとなったRの給与分の金銭であり、これをBに振り込んだものというべきである。

原告は、本件調査費は、原告がB等との間で締結した市場調査業務に係る業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結しており、B等に対する本件調査費の支払は、本件業務委託契約に基づくものであると主張する。しかし、原告は、B等に何ら市場調査業務を依頼しておらず、また、B等も何らかの市場調査業務を行わず、原告に対する報告もしていないことからすると、本件業務委託契約はその実態のないものであったというべきである。このことは、原告が本件解除通知書において、平成27年5月以降、市場調査の報告を履行していない旨記載していることから裏付けられている。

上記のとおり、本件調査費は、原告がB等に対して委託した市場調査の対価として支払われた費用ではなく、Rの給与相当分のうちの原告負担分であるところ、原告がB等の従業員であるRの給与を負担すべき理由はない。

したがって、原告がRの給与相当分を支払う行為について通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在せず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与に当たるから、本件調査費は寄附金の額に該当する。

(イ) 原告の主張について

原告は、Rが自身が役員を務めるSが属するLの顧客の一部を原告に紹介しており、本件業務委託契約に基づく市場調査業務が履行されていたと主張する。

しかし、そもそも新規顧客の獲得は市場調査の目的ではあり得ても、顧客のあっせん業務は市場調査業務に当たらない。この点を措くとしても、実際にあっせん業務がされているのであれば、報告に代わる顧客の紹介がされているはずであるが、原告がB等に宛てた本件解除通知書には、全く市場調査の報告を履行していない旨の記載があり、矛盾し、原告が本件調査費の支払をすることで新規顧客を獲得できたことを示す証拠はない。また、本件調査費の支払は、遅くとも平成26年10月23日であるが、RがSの取締役就任したのは平成27年8月24日であり、本件業務委託契約締結時においてRは原告のいう市場調査業務を行う立場になく、市場調査業務を実際に行うことができるか否かが不確定であるにもかかわらず、本件業務委託契約を締結したことになり、不自然である。さらに、この点を措くとしても、RはSの取締役としての立場で原告に対し顧客の紹介をしたと評価するのが合理的であり、B等による役務の提供に当たらない。

エ 平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度の損金の額に算入した本件会費について

(ア) 本件委員会は活動実態のない団体であり、本件会費が寄附金の額に当たること

原告代表者は、本件委員会が本件労組に対する組合対策費（以下「労組対策費」という。）を捻出するために設立された団体であると述べ、丙元取締役も、本件会費が実際は労組対策費であり、本件委員会自体は実体がない旨述べ、I代表者も同旨の供述をしていた。これらの供述は、Iの取締役工場長兼統括部長であったU取締役（以下「U取締役」という。）が、本件労組に対して支払う金員につき、法人税の負担を軽減されるとともに、各事業者において本件労組に支払うことの煩わしさを回避するために便宜的に設立された団体である旨述べていることとも整合する。

そして、本件委員会については設立総会議事録、総会に関する臨時総会議事録及び平成29年10月期及び平成30年10月期の各決算報告書が存在するものの、いずれの議事録もKの指示により持ち回り決裁の方法で作成され、実際に設立総会や臨時総会が

開催された事実がなく、平成29年10月期の決算報告書は清算に関する臨時総会議事録の体裁を整えるため作成されたものであり、平成30年10月期の決算報告書も、領収書等の原始記録を確認することなくKが持参したメモ書き程度の資料を基に税理士が作成したものであり、いずれも本件委員会の具体的な活動を示す資料ではなく、その他、本件委員会の具体的な活動を示す資料は存在しない。

そうすると、本件委員会は、労組対策費を支払うために設立された委員会であり、本件規約に記載されたような活動の実態はなく、独立した団体として具体的な活動は行っていないといえる。

以上によれば、本件委員会に対する本件会費の支払は、その支払に係る金銭を対価なく、本件委員会に移転したものであり、その行為に通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在しないから、本件会費は寄附金の額に当たる。

(イ) 原告の主張について

原告は、本件委員会が、各協同組合間の調整を目的とし、本件委員会の委員長であったKがこれに従事していたと主張するが、Kは、本件協同組合の理事の肩書きをもって他の協同組合と交渉しており、仮にKが、各協同組合間の利害調整等をした事実があったとしてもKの活動は本件委員会の活動ではなく、本件協同組合の活動である。また、Kは、本件協同組合の担当者の立場では他の協同組合との関係で説得力がないことから本件委員会を設立したと述べているが、本件協同組合と本件委員会はその出資者が同一であり、実質的に同一と評価されることは明らかであって、Kの供述は不自然、不合理である。

原告は、本件委員会のような業界内団体に対する会費は、会費と団体の役務との間に明確な対価関係が存在しないのが通常であると主張する。しかし、本件委員会は活動実態のないものであることは前記(ア)のとおりであり、原告の主張はその前提を欠く。

オ 平成30年3月期事業年度の損金の額に算入した本件専従期間給与等について

(ア) 原告は、本件専従期間給与等を支出することにより、本件労組が負担すべき費用を本件労組に代わって負担したものであるところ、原告は、本件専従期間給与等を負担することによる対価とみるべき資産の譲渡又は役務の提供を受けておらず、このことにつき、通常の経済取引として是認することのできる合理的な理由は存在しない。

よって、本件専従期間給与等は寄附金の額に当たる。

(イ) 原告の主張について

原告は、丁が本件専従期間においても、原告のために業務を行っており、丁の上記労務の提供に対する給与等を支払う必要があると主張する。しかし、丁は、本件専従期間において、本件分会の組合業務に専従しており、原告のいう原告のための業務の内容は判然とせず、原告に対して労務の提供をしていない。

(原告の主張)

ア 本件労組の活動及び本件労組に対する金銭の支払について

本件労組は、事業者に対する抗議活動やストライキ等により、労働者の地位の向上を図る活動のほか、生コンクリートの搬入現場において、事業者がコストカットのために生コンクリートに一定量の水を混入するなどして強度の不足する劣悪な品質の商品を納入する等といった違法行為が行われていないかを確認し、業界全体のコンプライアンスの向上を

図る活動（以下「コンプライアンス啓蒙活動」という。）を行っていた。また、特に事業者に対して要求を行う際に、適正な労働行為の範囲を超えて、生コンクリートの特性（水分に触れると短時間で固まる性質を有しており、生コンクリートが固まりきる前に作業を完了する必要があるという特性）により、現場が短時間でもストップすると深刻な事態となることを逆手にとって、現場にコンクリートを搬入する車両の前に立ちふさがる等の妨害活動を繰り返していた。

そこで、原告としては、本件労組の要求に従って金銭の支払を行わなければ、企業活動に対する致命的な妨害がされることが不可避であったこと及びコンプライアンス啓蒙活動はあくまで理念としては事業者においても共感できるものであり、かつ、これを推進することは事業者の利益に適うことから、本件労組に対する金銭の支払は、独立した企業として経済合理性を有するものであった。

イ 本件各事業年度の損金の額に算入した本件調査費

(ア) 原告は、前記アのような背景を前提に、本件労組との折衝の末、本件協定を締結し、Rの給与相当分の一部を負担することになったが、本件調査費の支払はRの給与相当分の一部の負担を市場調査業務に仮装したものではない。

原告としては、Rの給与相当分の一部を負担することを前提としつつ、B等に市場調査業務を委託して業務委託料を支払い、これを原資としてB等がRに給与を支払うこととしたものである。そして、原告は、実際、B等との間で、市場調査業務すなわち原告の顧客拡大を内容とする本件業務委託契約を締結し、B等の従業員であったRが自身が役員を務めるSが属するLの顧客の一部を原告に紹介し、原告は本来受注することができない本件協同組合以外の協同組合に属する顧客から受注することができるようになった。このように、B等は、本件業務委託契約に基づき市場調査業務を履行しており、原告は役務の提供を受けていた。

(イ) 被告の主張について

被告は、丙元取締役が、本件調査費は、実際には本件労組のRの給与負担金であり、市場調査などというのはでたらめなもので税務署対策であるとの発言を基に、本件調査費は実際にはRの給与相当分であり、市場調査費という名目を仮装したものにすぎないと主張する。

しかし、丙元取締役は、原告の代表取締役に就任したいという希望を有していたところ、原告代表者が異論を述べ、結局原告の代表取締役に就任することができないという経緯があり、原告について虚偽ないし過剰な供述を行う動機がある。そして、原告代表者及びKは、原告が市場調査に係る役務の提供を受けていないとは述べておらず、丙元取締役のみが、上記のような供述をしていることからしても、丙元取締役の上記供述は信用することができない。

ウ 平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度の損金の額に算入した本件会費

(ア) 本件委員会の活動内容及び活動実態

生コンクリート製造・販売業界においては、品質維持及び価格安定のために協同組合が重要な役割を有しており、協同組合が顧客である建設会社との繋がりを有している状況であるところ、協同組合が同一商圏内に複数存在する場合、顧客の奪い合いが生じ、過当競争による品質の低下を防止しようとした趣旨が害されかねない。そこで、本件委

員会において各協同組合間の調整を行うこととし、その業務執行はKに一任されていた。Kも、税務上問題とならないように本件委員会を設立した側面は否定できないが、他の協同組合と情報を共有して、現場に他の組合のミキサ車が来ていないかチェック等していたと供述するなど、本件委員会の具体的な活動について述べており、これを裏付けている。また、本件委員会の活動により生コンクリートの価格も改定されているところ、これは本件委員会が活動実態を伴うことの証左である。

本件委員会から本件労組に何らかの金銭が流れたことは否定できないが、生コンクリート製造・販売業界においては、いかなる活動においても本件労組の存在を念頭に置く必要があり、Kが、本件労組との間の個人的ネットワークを活かして、本件委員会の活動をし、本件労組への対応も担っていたのであるから、本件委員会から本件労組に何らかの金銭の支払がされていたとしても、本件会費を支払うことは企業経営上極めて合理的判断である。

(イ) 被告は、本件委員会が作成した設立総会議事録、清算に関する臨時総会議事録並びに平成29年10月期及び平成30年10月期の各決算報告書は、本件委員会の具体的な活動を示すものではないと主張する。

しかし、上記各決算報告書には、多額の金員につき具体的な用途を示した支出の内訳書が作成されている上、上記各決算報告書は委任契約上の善管注意義務を負う税理士が具体的な資料に基づいて作成したものであることからすると、上記各決算報告書はいずれも信用でき、その記載に相当する活動があったことを裏付けている。上記各議事録についても、持ち回り決裁の方法により議事録が作成されることはままたとところであり、かつ、本件委員会はいわゆる任意組合であり、その意思決定の手續につき法律上の規定は何ら存在しないことからすると、会議体を開催する法的要請はなく、持ち回り決裁の方法により当該議事録記載のとおり意思決定をしたと評価すべきであるから、上記各議事録が持ち回り決裁の方法により作成されたことにより本件委員会の活動実態がないということにならない。

被告は、本件委員会から役務の提供を受けたことがないという原告代表者及びI代表者の供述から本件委員会の活動実態がなかったと主張するが、本件委員会のような業界内団体に対する会費は、会費と団体の役務との間に明確な対価関係が存在しないのが通常であり、原告代表者及びI代表者の上記供述は、その意味で役務の提供を受けたことがないと述べるものにとどまる。

エ 平成30年3月期事業年度の損金の額に算入した本件専従期間給与等

丁は、本件専従期間において、原告の事業場に出勤することなく、本件労組が通常使用している事務所等で業務執行をしており、原告の事業場に出勤しないという意味で「個人別・成績表」に「組合用務」との押印をしていた。

しかし、これは、丁が本件専従期間において、原告の業務を完全に離れ、労働組合のためだけの業務を行っていたことを意味するものではない。すなわち、本件労組は、事業者との間で熾烈な対立関係にあった一方、事業者のための活動であるコンプライアンス啓蒙活動をしており、丁もこの意味で原告のための業務をしていたものである。また、事業者が、専従者の給与等の支払を拒んだ場合には、本件労組の執拗な活動により事業者が致命的なダメージを負うことは不可避であるから、この点からも、本件専従期間給与等を支払

う経済的合理性がある。

(2) 争点2 (本件調査費及び本件会費の課税仕入れに係る支払対価該当性の有無)

(被告の主張)

ア 課税仕入れに係る支払対価

課税仕入れに係る支払対価は、その支払について反対給付である資産の譲受け若しくは借入れ又は役務の提供がされていることを要する。

イ 本件各課税期間の本件調査費について

前記(1)(被告の主張)ウのとおり、本件調査費の支払は、Rの給与相当分の一部を負担するものであり、実際に、B等が原告に対して市場調査業務に係る役務の提供をしたわけではなく、Rも原告に対して何らかの役務の提供をしたものでもないから、反対給付が認められず、本件調査費は、課税仕入れに係る支払対価に当たらない。

ウ 平成29年3月期課税期間及び平成30年3月期課税期間の本件会費

前記(1)(被告の主張)エのとおり、本件会費は、活動実態のない本件委員会に対し支払った金員であり、原告は、本件委員会から本件会費の対価とみるべき役務の提供を受けておらず、反対給付が認められないから、本件会費は、課税仕入れに係る支払対価に当たらない。

(原告の主張)

ア 本件各課税期間の本件調査費

前記(1)(原告の主張)イのとおり、本件調査費は、本件業務委託契約に基づきB等がした市場調査業務の対価であるから、本件調査費は課税仕入れに係る支払対価に当たる。

イ 平成29年3月期課税期間及び平成30年3月期課税期間の本件会費

前記(1)(原告の主張)ウのとおり、本件委員会は、各協同組合間の利害調整を行うための活動をしており、本件会費は、その対価であるから、本件会費は課税仕入れに係る支払対価に当たる。

(3) 争点3 (重加算税賦課の可否(事実の隠蔽又は仮装の有無))

(被告の主張)

ア 本件調査費

(ア)原告は、本件調査費について、原告からの委託に基づきB等から役務の提供を受けたとして、本件各事業年度の損金の額に算入し、また、本件各課税期間の仕入税額控除の対象としていた。

しかし、原告は、B等から役務の提供を受けておらず、本件協定に基づきRの給与相当分のうち原告負担分として本件調査費を支払ったものであるから、原告は、本件調査費が市場調査業務の対価でないことを知りながら、本件調査費に係る支出の全部を総勘定元帳に市場調査に係る費用として計上していた。

このように原告は、本件調査費がB等から市場調査業務を受けた対価であるように装って、事実を歪曲し、その歪曲した事実に基づき本件各事業年度の法人税、本件課税事業年度の地方法人税及び本件各課税期間の消費税等の各確定申告書を提出している。そして、上記各確定申告書の内容は、本件調査費が寄附金の額に当たり、かつ、課税仕入れに係る支払対価に該当しないことを前提にした実際の内容よりもいづれも過少に申告したものとなっており、通則法68条1項に規定する事実を「仮装」し、その「仮装し

たところに基づき納税申告書を提出した」ものと認められる。

(イ) 原告の主張について

原告は、原告代表者は本件調査費の内容を知らず、仮装の認識がなかったと主張するが、原告代表者は、本件調査費の支払に係る支払決議書に社長又は副社長として押印し、その支払を認識している上、B等は市場調査業務を行う会社ではなく、原告がB等に市場調査業務を依頼する理由がないことからすると、原告代表者は、原告の副社長在籍期間中において、本件調査費が市場調査業務の対価ではないことを認識していた。また、この点を措くとしても、会社の経営に参画する役員や会社の重要な業務の責任者であるなど、法人の業務において重要な地位を占め、その者の行為を法人の行為と同視しうる自然人が行う隠蔽・仮装行為は、当該法人の隠蔽・仮装行為とみるべきであるところ、原告の取締役であった丙元取締役は、本件調査費が、名目上は市場調査であるものの、その実際はRの給与相当分を調印4社において分割負担するものであることを承知して、その支払を承諾しており、丙元取締役自身も市場調査という名目は税務署対策にすぎないと述べていることからすると、原告代表者に仮装の認識がないとしても、丙元取締役において本件調査費が市場調査業務の対価ではないことを認識していた以上、原告において、仮装の認識があったというべきである。

イ 本件会費

(ア) 本件会費は、業界内団体の通常の会費とは異なり、そもそも活動実態のない団体に対する会費であるにもかかわらず、原告は、本件会費を協同組合費としてあたかも通常の会費であるかのように故意に仮装し、その仮装した事実に基づいて、平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度の法人税、本件課税事業年度の地方法人税並びに平成29年3月期及び平成30年3月期の各課税期間の消費税等の各確定申告書を提出している。そして、上記確定申告書の内容は、本件会費が寄附金の額に当たり、かつ、課税仕入れに係る支払対価に当たらないことを前提とした実際の内容よりもいずれも過少に申告した内容となっており、通則法68条1項に規定する事実を「仮装」し、その「仮装したところに基づき納税申告書を提出した」ものと認められる。

(イ) 原告は、原告代表者には仮装の認識がなかったと主張するが、丙元取締役は、本件会費は労組対策費であり、本件委員会から何らの役務の提供もなく、税務署対策のために設立されたものであると述べるとともに、本件会費の支払を合意したその日に原告代表者にもその旨を伝えたと述べており、原告代表者は、本件委員会が活動実態を伴わないことを前提として設立されたことを認識した上で、本件会費を支払っていたのであり、仮装の認識があったというべきである。

(原告の主張)

ア 「隠蔽し、又は仮装」の認識について

通則法68条1項所定の「隠蔽し、又は仮装し」たというためには、納税者において、事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装するということを認識していたこと、すなわち故意を要すると解される。

イ 本件調査費について

前記(1)(原告の主張)イのとおり、原告は、B等との間で本件業務委託契約を締結し、B等の従業員であるRにおいて、市場調査業務(原告の顧客拡大)を履行している。

そして、原告は、B等に対し、本件業務委託契約に基づいて、正当な業務提供の対価として業務委託料を支払っているものであり、それを総勘定元帳の「借方科目」欄の各科目のとおりに計上することは当然のことである。そして、これを前提に、本件B等に支払った本件調査費を損金に計上し、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価としたことに何ら事実の歪曲はない。

また、本件業務委託契約が締結されたのは遅くとも平成27年5月頃であり、その当時、原告代表者は原告の代表取締役役に就任していなかった。原告代表者は、原告前代表者から引き継いで本件調査費を総勘定元帳に計上していたのであり、事実を歪曲するという認識はなかった。

以上のとおり、原告代表者が本件調査費を総勘定元帳の「借方科目」欄の各科目のとおりに計上することは故意により事実を偽装したものではない。

ウ 本件会費について

本件会費を協同組合費として計上することが「偽装」に当たるというためには、本件委員会が全く活動実態のないものであり、かつ、原告代表者がそのことを認識しながら、本件委員会に対し本件会費を支払ったことが認められることを要する。

しかし、本件委員会が様々な具体的な活動をしていたことは、前記(1)(原告の主張)ウのとおりであり、原告が、本件委員会に対し、本件会費を支払い、これを協同組合費として計上することが故意による偽装に当たるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件各金員の寄附金該当性の有無)について

(1) 法人税法37条の趣旨及び寄附金の意義

法人税法37条が定める一定金額を超える寄附金の額の損金不算入制度は、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入することを認めるとすると、法人税の減収を招き、国の財政収入に支障を来すだけでなく、寄附金の出捐による法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当ではない一方で、法人が出捐する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものの、これを客観的に判定することが困難であることから、統一的な損金不算入限度額を設け、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないこととしたものと解される。そして、寄附金の意義について、同条7項は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与と規定していることからすると、同項の「経済的な利益の贈与又は無償の供与」とは、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与をいうものと解すべきであり、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与に当たるか否かは、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものといえるか否かにより判断すべきである。

(2) 本件調査費について

ア 本件調査費の寄附金該当性

(ア) 本件協定と本件調査費の支払について

前記前提事実(2)および(3)アによれば、平成26年9月●日にPが解散し、本件協定に基づきPの従業員であったRがJに移籍したこと、原告は、同年10月から、

市場調査に係る対価との名目で別紙1の「支出金額」欄記載のとおり、F、IとともにRの給与相当分の4分の1に相当する金額をB等に対して継続して振り込んで支払っていたことが認められる。そして、上記金員の支払がPの解散直後からされていること、本件協定書の内容と整合するものであることからすると、上記金員、すなわち本件調査費は、本件協定に基づき原告が負担するとされたRの給与の均等割り負担分として支払われたものと認められる。

(イ) 本件業務委託契約について

本件業務委託契約については、契約書が作成されていないことにつき当事者間に争いはないものの、前記前提事実(2)および(3)ア、ウによれば、B等は、原告に対して市場調査の名目で請求書を送付し、原告は、上記請求書に基づき別紙1の「支出金額」欄記載の支払をしていたこと、原告は、Bに対し、本件調査費の支払を止めるに際して本件解除通知書を発出したことからすれば、原告とB等との間では、外形的には本件業務委託契約を締結する旨の口頭での合意があったものと認められる。

しかし、前記前提事実(3)ウのとおり、本件解除通知書(平成30年11月26日付け)には、Bが平成27年5月より本日に至るまでの間全く市場調査の報告を履行しておらず、そのような中で調査費用を支払ってきたが、そのような不合理な状況を継続させる正当な理由はない旨の記載があり、かつ、原告がB等から市場調査業務に係る役務の提供を受けていたことを認めるに足りる的確な証拠もないから、少なくとも上記の期間、B等による本件業務委託契約に基づく委託業務の履行はなかったものと認められる。そうすると、原告は、少なくとも3年6月以上もの間にわたり、反対給付である委託業務の履行がなかったにも関わらず、調査費用の支払を継続していたものであり、このような経過からすれば、本件業務委託契約は、もともとB等による市場調査という委託業務の履行がないことを契約当事者双方が予定したものであり、実体を伴わないものであったといわざるを得ない。

また、証拠(乙6)によれば、丙元取締役は、下京税務署職員に対し、本件調査費は、実際には本件労組のRの給与負担金であり、原告はB等に対し何らの市場調査も依頼しておらず、それに対するどのような報告も受けたことがない、市場調査などというのはでたらめなもので税務署対策である、と供述しているところ、この供述は、上記認定とも整合する。

加えて、上記(ア)のとおり、原告は、B等に対し、本件業務委託契約の存否にかかわらず、本件協定に基づきRの給与の均等割り負担分の支払をせざるを得ない立場にあったもので、B等に対する上記支払について経理処理上の名目を整える必要があったことが認められる。

(ウ) 小括

以上によれば、原告とB等は、本件協定に基づくRの給与の均等割り負担分の支払につき経理処理上の名目を整えるために、本件業務委託契約の締結という外形を作出したものにすぎないから、本件業務委託契約の締結は、市場調査業務の委託の実体を伴わない虚偽表示によるものというべきであり、本件調査費の支払は、本件協定に基づくRの給与の均等割り負担分の支払につき経理処理上の名目を整えるために、本件業務委託契約に基づく支払という外形を作出し、市場調査費という名目を仮装したものにすぎない

というべきである。

イ 原告の主張について

(ア) 原告は、B等の従業員であったRが市場調査業務に従事しており、原告はB等から本件業務委託契約に係る役務の提供を受けていたと主張し、原告代表者もこれに沿う供述をする。

しかし、原告代表者の上記供述は、原告が平成27年5月以降全く役務の提供を受けていない旨記載された本件解除通知書の記載と整合しない。また、本件業務委託契約が実体を伴うものであり、原告が本件業務委託契約に基づく市場調査業務の対価として本件調査費の支払をしたというのであれば、下京税務署職員による聞き取りの際に、原告代表者あるいは丙元取締役から上記事情について説明があつてしかるべきであるところ、上記事情に関する具体的な説明はされていない。むしろ原告代表者は、下京税務署職員に対する聞き取りでは、市場調査費というのはあくまで名目であつて、その実質はRの給与の均等割り負担分の支払である旨の発言をしていたにもかかわらず、本件訴訟が提起されて以降、Rによる市場調査業務の履行の実態について説明するようになった経過に鑑みると、この点に関する原告代表者の供述は直ちに信用することができない。

(イ) また、原告は、Rが取締役を務めていたSが所属するLの顧客の一部の紹介を受けたとも主張する。

しかし、そもそもRがSの取締役となったのは平成27年8月24日であり（前記前提事実（2）エ）、本件調査費の支払がされるようになった平成26年10月当時においてはRが市場調査業務を履行し得るのかが不確定である上、本件調査費の支払を開始して以降約10か月間にわたり何ら役務の提供がなかったことになる。そして、仮に原告が主張するようにLの顧客から受注を受けることができるようになったとしても、これがRによるものであることを裏付ける的確な証拠もなく、原告が実際にLの顧客から受注ができるようになったとする時期も、証拠（甲25）によれば平成29年12月頃からであり、本件業務委託契約に基づく本件調査費の支払の開始から約3年が経過した後であることになる。

そうすると、この点に関する本件訴訟提起以降にされた原告代表者の供述は、合理的理由なく変遷しており、また的確な裏付けもないから採用することができず、原告がB等から本件業務委託契約に係る役務の提供を受けていたとは認められない。

ウ 以上によれば、本件調査費の支払は、本件協定に基づくRの給与の均等割り負担分の支払につき経理処理上の名目を整えるために、本件業務委託契約に基づく支払という外形を作出し、市場調査費という名目を仮装したものであると認められる。

そうすると、本件調査費の支払は、本来B等が負担すべきRの給与の一部をRと雇用関係にない原告が負担するものであり、原告がその資産又は経済的利益を対価なくB等に移転する場合であつて、通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在せず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与に当たるから、本件調査費は寄附金の額に該当するというべきである。

(3) 本件会費について

ア 認定事実

本件会費について、前記前提事実のほか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下

の事実が認められる。

(ア) Kは、平成28年当時、Jの代表取締役であり、本件協同組合の理事でもあった(乙1の3、3)。

(イ) Kは、本件協同組合の加盟6社に本件委員会の設立を提案し、平成28年11月●日、本件委員会を設立した。

設立総会議事録(甲12)には、本件委員会の規約を定めて本件委員会を設立するとともに、会費の額及びその支払方法を定め、Kを委員長に選任し、その他役員は後日選任する旨を議決した旨の記載がある。(甲12、30、乙5)

(ウ) 平成28年当時、本件労組に対する労組対策費の相場は、生コンクリート出荷数量1m³あたり200円とされており、労組対策費とは、本件労組からの嫌がらせで、ストライキや工事妨害等を受けないために会社が負担する費用であった。

本件委員会の会費は、平成28年11月当時、加盟6社それぞれの生コンクリート出荷数量1m³あたり200円であったが、平成29年4月以降は1m³あたり500円となり、同年8月以降は1m³あたり400円となり、加盟6社は、本件委員会からの請求書に基づき、本件委員会の預金口座に振込送金して会費を支払っていた。

(乙5、10、17、18)

(エ) Kは、本件委員会が設立されてから解散するまでの間、本件委員会の委員長であり、本件委員会の活動については、加盟6社から一任されていた。

Kは、本件労組の副執行委員長であるRの指示に従い、本件委員会の預金口座から、株式会社Vに対する月額113万4000円の振込支払、他社に対する月額120万円の振込支払等を定期的に行っていたほか、Rに要求される都度100万円単位の現金を手渡しするなどしていた。

(甲6、12、乙5、18、弁論の全趣旨)

(オ) Rは、前記前提事実(2)エのとおり、平成30年8月28日、本件労組の執行委員長外1名とともに、滋賀県大津市の現場での恐喝未遂等により逮捕された(甲17、乙15)。

(カ) 本件委員会は、平成30年10月●日、解散し、同年11月●日、清算した。同日付け清算に関する臨時総会議事録(乙4)には、決算報告書を承認し、残余財産の清算・返金をすること等が承認された旨の記載があり、後記(キ)の平成30年10月期分の決算報告書が添付されていた。(乙3、4)

(キ) W税理士は、平成30年11月頃、X弁護士からの依頼を受け、Kにヒアリングをした上で、平成29年10月期分(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)及び平成30年10月期分(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)の各決算報告書を作成した。

上記各決算報告書には、各期の収入(会費収入及び受取利息)のほか、支出として、旅費交通費、接待交際費(政策協力金等)、事務用品費、支払手数料、調査費(株V他)、研修費及び雑費の一般管理費について細目及び金額が記載され、特別損失として●●協組立替補填金が計上されている。そして、上記支出のうち、調査費(株V他)と接待交際費(政策協力金等)の合計は、各期の一般管理費合計の約93ないし97%を占めていた。

(甲14、15、30、乙5、7、42、48)

イ 検討

(ア) 前記認定事実(ウ)ないし(キ)によれば、本件委員会の会費は、設立当初から、本件労組に対する労組対策費の相場に依拠して定められていたこと、Kは、本件委員会の会費が振り込まれた預金口座から、本件労組の副執行委員長であるRに言われるがままに本件労組に対して支払を行っていたこと、本件委員会は、Rが逮捕されて労組対策費を支払う必要がなくなって間もなく解散したことが認められる。

そして、Kは、本件委員会の預金口座からの振込支払及び現金出金の全てが本件労組に支払われていた旨供述しているところ(乙5)、上記認定に加えて証拠(甲14、15、30、乙5)によれば、決算報告書(甲14、15)の記載内容を前提としても、調査費(株V他)は、Rに言われるがままに本件労組の組合員が所属する会社に対して給与等として支払われたものであり、接待交際費(政策協力金等)は、原告による交渉の場にRや本件労組の組合員が同席することがあり、そのような交渉の際の会食等を含めた接待交際費や、政策協力金等として本件労組のために支払われたものと認められ、このような本件労組のための支払が本件委員会の各期の一般管理費合計の約93ないし97%を占めていたというのであるから、上記Kの供述は信用性がある。

このような本件委員会の収支等の内容からすると、本件委員会は、本件労組に対する労組対策費を捻出することを目的として設立され、実際にも、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたというほかなく、本件委員会が上記以外の活動を行っていたものと認めるに足りない。

(イ) また、証拠(乙6、10、29)によれば、原告代表者、丙元取締役及びI代表者のいずれもが本件委員会は労組対策費の捻出及び税務署対策のため設立されたものである述べていることが認められ、証拠(乙41)によれば、U取締役も従前から本件協同組合において本件労組に支払った金額が税務調査において否認されており、組合員各社において本件労組から費用負担要求に対応することの煩わしさもあったことから、本件委員会に会費を集めて、本件協同組合の上記課税上の問題と併せて対応するため、本件委員会を設立した旨述べていることが認められ、これらも上記(ア)の認定と整合する。

(ウ) 以上によれば、本件会費は、本件労組に対する労組対策費として支払われたものにつき、その対価として原告が本件委員会から役務の提供を受けていたものとは認められない。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、本件委員会は、各協同組合間の調整により生コン業界における生コンの値上げを目的とし、Kは、上記業務に従事していたから、本件委員会は上記目的に係る活動実態を伴うものであった旨主張する。そして、証拠(甲30、45、乙5)によれば、Kは、下京税務署職員に対し、本件委員会の目的の一つは生コン業界における生コンの値上げにあると述べ、原告訴訟代理人による聞き取りに対しても、本件委員会は、独占禁止法上の問題を回避しつつ、京都地区の協同組合間の調整を行い、その活動の結果、京都地区の生コンクリートの価格が上昇した旨述べていたことが認められる。

しかし、証拠(乙5)によれば、Kは、本件委員会の設立目的の一つである生コン業界における生コンの値上げに係る活動について本件協同組合の活動と重なり、どちらで

行っていたのか分からないと述べていることが認められる上、仮にKが生コン業界における値上げのために各協同組合間の調整役として尽力した事実があるとしても、証拠（甲29、30）によれば、Kの上記活動は本件協同組合の理事の肩書きをもってされていたことが認められるから、Kの上記活動は本件協同組合の理事としての活動であったというべきであり、本件委員会の活動であったとは認められない。そして、実際に本件委員会が京都地区の各協同組合間の調整とそれによる生コンの値上げを目的とし実際にそのような活動をしていたのであれば、原告代表者、I代表者及び丙元取締役において、その旨説明してしかるべきところ、証拠（乙6、10、29）によれば、原告代表者、I代表者及び丙元取締役は、下京税務署職員による聞き取りに対し、いずれも本件委員会が京都地区の協同組合間での調整等を行っていたとは述べておらず、むしろ、I代表者及び丙元取締役は、何らの役務提供も受けておらず、会費が本件労組に流れていたと述べていたことが認められる。なお、証拠（甲48、49、原告代表者本人）によれば、I代表者は、原告訴訟代理人からの聞き取りにおいて、Kの供述を前提に、生コンの値下げを阻止する必要がある、Kが本件委員会の委員長として活動していたことや本件委員会の活動の結果、京都地区の各協同組合が統合された旨述べ、原告代表者も、同旨の供述をするが、いずれも本件委員会の具体的な活動実態については把握しておらず、Kの供述が信用できることを前提に述べられたものにすぎないことからすると、これらの供述を踏まえても、上記イの認定判断は左右されず、上記原告の主張を採用することはできない。

(イ) 原告は、本件委員会に係る、設立総会議事録（甲12）、清算に関する臨時総会議事録（乙4）、平成29年10月期及び平成30年10月期の各決算報告書（甲14、15）が存在することは、本件委員会に活動実態があったことの証左である旨主張する。

しかし、上記各決算報告書（甲14、15）の記載内容を前提とした場合であっても、本件委員会が、実際には、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたものと認められることは、前記イの認定判断のとおりである。また、上記各総会議事録（甲12、乙4）が存在することは、本件委員会が、実際には、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたことと何ら矛盾せず、本件委員会について上記以外の活動の実態があったことを推認させるものとはいえない。

したがって、上記原告の主張を採用することはできない。

(ウ) また、原告は、業界内団体に対する会費は、団体の役務と明確な対価関係がないことがほとんどであり、具体的な役務の提供がなくとも対価関係はあると主張する。

しかし、業界内団体に対する会費が通常寄附金の額に当たらないのは、当該団体の活動がその個々の構成員との関係では対価関係が明確ではないものの、当該団体の具体的な活動が業界全体に資することで間接的に構成員個々の利益に資することから対価性が認められるためであるのに対し、本件委員会は、前記イの認定判断のとおり、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたもので、上記以外の活動実態がないものであることからすると、原告の上記主張はその前提を欠き、採用することができない。

エ 小括

以上によれば、本件会費は、あくまで本件労組に対する組合対策費として支払われたも

のにすぎず、その対価として本件委員会から役務の提供を受けていたものとは認められない。

したがって、本件会費の支払は、原告がその資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在せず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与に当たるから、本件会費は寄附金の額に該当するというべきである。

(4) 本件専従期間給与等について

ア 前記前提事実(1)ア(エ)及び(5)アのとおり、丁は、本件分会に所属し、本件専従期間において、原告の事業場に出勤せず、通常本件労組が使用する事務所で業務を行っており、原告の出退勤管理に使用される「個人別・成績表」に「組合用務」の押印をしていたこと、原告は丁の勤務管理や業務に係る指揮命令をしていなかったことが認められる。

これらの事実からすると、丁は、本件専従期間において、専ら本件労組(本件分会)の組合業務に従事していたと認められる。

イ 原告は、丁が本件専従期間においてコンプライアンス啓蒙活動に従事しており、これは原告のための業務であるから、原告が本件専従期間給与等を負担する経済的合理性がある旨主張する。

しかし、丁が本件専従期間においてコンプライアンス啓蒙活動に従事したと認めるに足る証拠はない。

また、そもそも本件労組のコンプライアンス啓蒙活動は、労働組合の活動として、業界全体の労務環境等の向上に資し、間接的に事業者の利益になる側面があるとしても、前記アのとおり、原告において丁の勤務管理も業務に係る指揮命令もしていないことからすると、丁が行っていた業務は、およそ原告の業務であったと認められず、事業者の業務に従事するものともいえないから、事業者である原告がかかる業務に従事している間の丁の給与等を支払うべき合理的理由はない。

そうすると、仮に丁が本件専従期間においてコンプライアンス啓蒙活動に従事していたとしても、原告が本件専従期間給与等を負担すべき法的義務はないから、本件専従期間給与等の負担につき経済的合理性はないというべきである。

ウ 以上によれば、原告による本件専従期間給与等の支払は、原告が本来負担すべき義務がないものを支払うものであり、原告がその資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、通常の経済取引として是認することができる合理的理由は存在しない。したがって、本件専従期間給与等の支払は、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的利益の供与に当たるから、本件専従期間給与等は寄附金の額に該当するというべきである。

(5) その他の原告の主張について

原告は、①本件労組が適正な労働行為の範囲を超えて工事の現場で妨害活動を繰り返しており、本件協定の締結を拒絶する等して、本件労組の要求に従って金銭の支払を行わなかった場合には、企業活動に対する致命的な妨害がされることが不可避であったこと、また、②コンプライアンス啓蒙活動はあくまで理念としては事業者においても共感できるものであり、これを推進することは事業者の利益に適うことから、原告が本件協定を締結し、Rの給与相当額を負担すること等は、独立した企業として経済合理性を有するものであった旨主張する。

しかし、上記①については、原告の主張によっても、本件調査費、本件会費、本件専従期間給与等の支払は、本件労組による違法な業務妨害を避けるための金銭の支払であるところ、このような違法に業務を妨害しないことの対価としての支払は、公序良俗に反する支払であるといわざるを得ず、経済的合理性を有する支出であると評価することはできない。また、上記②については、原告が主張するように本件労組のコンプライアンス啓蒙活動を推進する目的があったとしても、本件労組の意向に沿って、本来B等が負担すべきRの給与の一部をRと雇用関係にない原告が負担すること（本件調査費）、本件労組に対する労組対策費を原告が負担すること（本件会費）、専ら本件労組の組合業務に従事していた丁の本件専従期間給与等を原告が負担すること（本件専従期間給与等）が、いかなる理由により経済的合理性を有するものといえるのかは明らかでない。

したがって、上記原告の主張を採用することはできない。

(6) まとめ

前記（2）ないし（5）で認定、判断したところによれば、本件各金員はいずれも寄附金の額に該当する。

2 争点2（本件調査費及び本件会費の課税仕入れに係る支払対価該当性の有無）

(1) 課税仕入れに係る支払対価の意義

仕入税額控除の対象となる消費税額は、当該課税仕入れに係る支払対価の額に一定の率を乗じて算出された金額であるところ（消費税法30条1項項）、当該課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額をいい（同条6項）、課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、又は役務の提供を受けることをいう（同法2条1項12号）。

したがって、課税仕入れに係る支払対価は、その支払について反対給付である資産の譲受け若しくは借入れ又は役務の提供がされていることを要し、この反対給付がなければ、同法が規定する課税仕入れとはならず、その支払も同法30条1項が規定する課税仕入れに係る支払対価には該当しないものと解される。

(2) 本件調査費について

本件調査費の支払は、本件協定に基づくRの給与の均等割り負担分の支払につき経理処理上の名目を整えるために、本件業務委託契約に基づく支払という外形を作出し、市場調査費という名目を仮装してされたものであって、原告がその資産又は経済的利益を対価なくB等に移転するものであることは、前記1（2）の認定判断のとおりである。

したがって、本件調査費の支払は、本件業務委託契約に基づく役務の提供等の反対給付を伴わないものであるから、課税仕入れに係る支払対価に該当しない。

(3) 本件会費について

本件委員会は、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたもので、上記以外に活動実態のない団体であり、本件会費は、あくまで本件労組に対する労組対策費として支払われたものにすぎないことは、前記1（3）の認定判断のとおりである。

したがって、本件会費の支払は、本件委員会による活動ないし役務の提供等の反対給付を伴わないものであるから、課税仕入れに係る支払対価に該当しない。

3 争点3（重加算税賦課の可否（事実の隠蔽又は仮装の有無））

(1) 判断枠組み

通則法68条に規定する重加算税は、納税義務違反が事実の隠蔽又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に納税義務違反を犯したことに對する制裁ではないから、同条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である（最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。

また、重加算税の制度は、上記のとおり、納税者が過少申告をするにつき隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を課すことによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものであるところ、通則法68条1項は、隠蔽仮装行為の主体を納税者としており、本来的には、納税者自身による隠蔽仮装行為の防止を企図したものと解されるが、納税者以外の者が隠蔽仮装行為を行った場合であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の賦課が許されないとすると、重加算税制度の趣旨及び目的を没却することになる（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照）。

そして、本件のように、納税者が法人である場合、一定の権限を与えられた役員がその権限の範囲内で当該法人の機関としてした事業活動は当該法人の行為と同視され、このような役員等をして、法人の事業活動、経済的活動が行われると同時に申告納税義務を適正に履行することが求められているのであるから、当該役員に対する不十分な指揮監督、組織管理の不備という法人の内部的事情を理由に、申告納税制度による適正な納税義務の履行を免れるとすると、重加算税制度の趣旨及び目的が没却されることになりかねない。

そうすると、納税者である法人において、上記のような役員が隠蔽仮装行為をし、その隠蔽仮装行為をしたところに基づき過少申告がされた場合であっても、当該法人において、当該役員による隠蔽仮装行為を認識し、又は容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、当該法人においてこれを防止せずに隠蔽仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠蔽仮装行為を納税者本人の行為と同視することができ、当該法人に対して重加算税を賦課することができるかと解するのが相当である。

(2) 本件調査費について

ア 前記1(2)の認定判断のとおり、本件調査費の支払は、本件協定に基づくRの給与の均等割り負担分の支払につき経理処理上の名目を整えるために、本件業務委託契約に基づく支払という外形を作出し、市場調査費という名目を仮装してされたものであると認められるところ、原告は、このような実体を伴わない業務委託契約に基づく業務委託料等を損金の額に算入するとともに、仕入税額控除の対象にして、本件各期間の法人税等及び消費税等に係る各納税申告書を提出したことが認められる。

そうすると、原告において、本件調査費について、本件各期間の法人税等及び消費税等の税額等の計算の基礎となるべき事実を仮装していたといえ、通則法68条1項所定の事実を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したものと認められるから、

重加算税を賦課することができる。

イ 原告は、原告代表者は、本件調査費の内容について知らず、上記仮装行為についての認識がなかったから、故意による仮装に当たるとはいえず、通則法68条1項所定の要件を満たさない旨主張する。

しかしながら、証拠（乙50、原告代表者本人）によれば、原告の取締役であった丙元取締役は、原告から組合対策等を含む対外的業務の一切を任されていたことが認められ、原告代表者も、丙元取締役から報告を受ける限度でしかその業務を把握しておらず、対外的業務については丙元取締役に決定権限があったことが認められる。また、丙元取締役の供述（乙6）によると、丙元取締役は、本件調査費が本件協定に基づく均等割り負担分であり、本件調査費が市場調査業務の対価ではないことを認識しつつ、これについての課税を免れるために、本件業務委託契約に基づく市場調査費との名目で本件調査費を支払うこととしたことが認められ、上記の丙元取締役の供述は、前記1（2）の認定判断に沿うものとして、信用することができる。

そうすると、仮に原告代表者には上記仮装行為についての認識がなかったとしても、上記のとおり、原告から組合対策等を含む対外的業務の一切を任されていた丙元取締役に於いて、本件調査費が市場調査業務の対価ではないことを認識しつつ、本件業務委託契約に基づく市場調査費との名目で本件調査費の支払を行っていたところ、前記1（2）の認定判断のとおり、原告はB等から本件業務委託契約に係る役務の提供を受けていなかったものであるから、原告代表者が、丙元取締役に對し、本件業務委託契約の内容やこれに基づく市場調査業務の履行の状況等について具体的な説明を求めるなどしていれば、原告は、市場調査費があくまで名目にすぎないことを容易に認識することができ、これを業務委託費等として計上することは防げたといえる。にもかかわらず、原告においてこれを防止せずに上記仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたというべきであるから、上記仮装行為は、納税者本人である原告の行為と同視することができ、原告について通則法68条1項所定の要件を充足するものと認められる。

したがって、上記原告の主張を採用することはできない。

（3）本件会費について

ア 本件委員会は、専ら本件労組に対する労組対策費を支出する活動のみを行っていたもので、上記以外に活動実態のない団体であり、本件会費は、あくまで本件労組に対する労組対策費として支払われたものにすぎないことは、前記1（3）のとおりである。そうすると、本件会費は、実際には本件労組に対する労組対策費であったにもかかわらず、あたかも本件委員会の活動に対する会費であるかのように事実を仮装したこと、そして、このような本件会費を費用計上して損金の額に算入するとともに、仕入税額控除の対象にして、平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度の法人税、本件課税事業年度の地方法人税及び平成29年3月期及び平成30年3月期の各課税期間の消費税等に係る各納税申告書を提出したことが認められる。

そうすると、原告において、本件会費について、上記各期間の法人税等及び消費税等の税額等の計算の基礎となるべき事実を仮装していたといえ、通則法68条1項所定の事実を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したものと認められるから、重加算税を賦課することができる。

イ 原告は、原告代表者は、本件会費の内容について知らず、上記仮装行為について認識がなかったから、故意による仮装に当たるとはいえず、通則法68条1項所定の要件を満たさない旨主張する。

しかし、丙元取締役が、原告から組合対策等を含む対外的業務の一切を任されていたことは前記(2)イのとおりであるところ、証拠(乙6)及び弁論の全趣旨によると、丙元取締役は、本件会費は労組対策費であり、本件委員会から何らの役務の提供もなく、税務署対策のために設立されたものであると述べており、本件委員会に本件労組に対する労組対策費を支出する活動以外の活動実態はなく、本件会費が労組対策費であると認識し、かつ、その認識を前提に本件会費を支払っていたことが認められる。

そうすると、仮に原告代表者には上記仮装行為についての認識がなかったとしても、前記1(3)の認定判断のとおり、本件委員会には本件労組に対する労組対策費を支出する活動以外に活動実態はなく、本件会費のほとんどが本件労組に支払われていたのであるから、本件委員会の活動につき具体的な説明を求めるなどしていれば、原告は、本件委員会の活動実態を容易に認識でき、本件会費を協同組合費として計上することは防げたといえる。にもかかわらず、原告においてこれを防止せずに上記仮装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたというべきであるから、上記仮装行為は、納税者本人である原告の行為と同視することができ、原告について通則法68条1項所定の要件を充足するものと認められる。

したがって、上記原告の主張を採用することはできない。

4 その余の原告の主張も、前記認定判断を左右するものではない。

5 本件各処分 of 適法性

以上説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告の本件各期間の法人税等及び消費税等に係る納付すべき税額等を計算すると、別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載1及び別表2-1・2、別表3-1~4のとおりであると認められ、本件各更正処分における各納付すべき税額等と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

そして、本件各更正処分は適法であるところ、本件各更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税及び重加算税の額を計算すると、別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載2のとおりであると認められ、本件各賦課決定処分における過少申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

したがって、本件各処分はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 横田 典子

裁判官 森 文弥

裁判官 立仙 早矢



別紙

指定代理人目録

古川知寿子、中村拓史、花谷愛華、上田ゆかり、松瀬明、東正幸、田中貴之

以上

課税の経緯（法人税）

【単位：円】

区分		確定申告	修正申告	更正処分等	審査請求	裁 決
事業年度・項目						
平成27年3月期	年 月 日	平成27年5月27日	平成28年7月20日	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	所 得 金 額	0	0	0	全部取消し	棄却
	還 付 金 の 額 に 相 当 す る 税 額	△ 71,121	△ 71,121	△ 71,121		
	翌期へ繰り越すべき 欠 損 金 額	115,303,139	108,485,855	108,104,729		
平成28年3月期	年 月 日	平成28年5月27日	平成28年7月20日	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	所 得 金 額	△ 87,125,460	△ 87,125,460	△ 84,967,610	全部取消し	棄却
	還 付 金 の 額 に 相 当 す る 税 額	△ 1,866	△ 1,866	△ 1,866		
	翌期へ繰り越すべき 欠 損 金 額	202,428,599	195,611,315	193,072,339		
平成29年3月期	年 月 日	平成29年5月25日	/	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	所 得 金 額	0		0	全部取消し	棄却
	還 付 金 の 額 に 相 当 す る 税 額	△ 1,490		△ 1,490		
	翌期へ繰り越すべき 欠 損 金 額	188,739,222		182,114,564		
平成30年3月期	年 月 日	平成30年5月24日	/	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	所 得 金 額	18,576,589		52,081,831	全部取消し	棄却
	納 付 す べ き 税 額	3,673,700		11,513,800		
	翌期へ繰り越すべき 欠 損 金 額	0		0		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			132,000		
	重 加 算 税 の 額			2,278,500		

課税の経緯（地方法人税）

【単位：円】

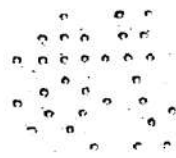
課税事業年度・項目		区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決
平成30年3月期課税事業年度	年 月 日		平成30年5月24日	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	課税標準法人税額		3,674,000	11,514,000	全部取消し	棄却
	地方法人税額		161,600	506,600		
	過少申告加算税の額			5,000		
	重加算税の額			98,000		

課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

課税期間・項目		区分	確定申告	更正の請求	更正処分 (更正の請求)	更正処分等 (質問検査)	審査請求	裁 決
平成27年3月期課税期間	年 月 日		平成27年5月27日	平成28年7月4日	平成28年7月26日	令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	消費税	課税標準額	1,869,716,000	1,869,716,000	1,869,716,000	1,869,716,000	全部取消し	棄却
		消費税額	117,767,521	117,767,521	117,767,521	117,767,521		
		控除過大調整税額	232,455	232,455	232,455	232,455		
		控除税額	94,167,312	95,399,321	95,399,321	95,331,946		
		納付すべき消費税額	23,832,600	22,600,600	22,600,600	22,668,000		
	地方消費税	課税標準となる額	23,832,600	22,600,600	22,600,600	22,668,000	全部取消し	棄却
		納付すべき地方消費税額	6,425,500	6,093,100	6,093,100	6,111,300		
		重加算税の額				28,000		
	平成28年3月期課税期間	年 月 日		平成28年5月27日			令和2年6月24日	令和2年9月10日
消費税		課税標準額	944,971,000			944,971,000	全部取消し	棄却
		消費税額	59,533,173			59,533,173		
		控除税額	51,482,077			51,345,577		
		納付すべき消費税額	8,051,000			8,187,500		
地方消費税		課税標準となる額	8,051,000			8,187,500	全部取消し	棄却
		納付すべき地方消費税額	2,172,400			2,209,300		
		重加算税の額				59,500		

課税期間・項目		区分	確定申告	更正の請求	更正処分 (更正の請求)	更正処分等 (質問検査)	審査請求	裁 決
平成29年3月期課税期間	年 月 日		平成29年5月25日			令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	課税標準額		1,422,461,000			1,422,461,000	全部取消し	棄却
	消費税額		89,615,043			89,615,043		
	控除税額		68,693,148			68,468,005		
	納付すべき消費税額		20,921,800			21,147,000		
	課税標準となる額		20,921,800			21,147,000		
	納付すべき地方消費税額		5,645,500			5,706,300		
	重加算税の額					98,000		
平成30年3月期課税期間	年 月 日		平成30年5月24日			令和2年6月24日	令和2年9月10日	令和3年9月6日
	課税標準額		1,834,181,000			1,834,181,000	全部取消し	棄却
	消費税額		115,553,403			115,553,403		
	控除税額		86,588,450			85,346,037		
	納付すべき消費税額		28,964,900			30,207,300		
	課税標準となる額		28,964,900			30,207,300		
	納付すべき地方消費税額		7,815,900			8,151,100		
	重加算税の額					549,500		



上記金額は、平成27年3月期事業年度の法人税の更正処分による未払消費税額等の増加額8万5553円と、平成27年3月期課税期間の消費税等の更正処分により発生する消費税等の納付税額8万5600円との差額で、損金の額に算入される金額である（別表6「平成27年3月期」欄参照）。

e 繰越欠損金の損金算入額の増加額（別表2-1・順号⑨）

38万1126円

上記金額は、平成27年3月期事業年度の法人税の更正処分に伴い増加する繰越欠損金の損金算入額で、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表2-1・順号⑬） 0円

上記金額は、前記(7)の所得金額（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記イないしエの各(イ)において同じ。）に、法人税法66条2項（平成27年法律第9号による改正前のもの。）及び措置法42条の3の2第1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。）に規定する税率（所得金額のうち、年800万円以下の金額については100分の15）を乗じて計算した金額である。

(ウ) 控除所得税額等（別表2-1・順号⑭） 7万1121円

上記金額は、法人税法68条（平成29年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成27年3月期法人税修正申告書の別表一（一）「控除税額の計算」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額（別表2-1・順号⑮） △7万1121円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額（別表2-1・順号⑯）

△7万1121円

上記金額は、原告の平成27年3月期法人税修正申告書の別表一(一)

「この申告による還付金額」欄に記載された金額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑰) 0円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表2-1・順号⑱)

1億0810万4729円

上記金額は、平成27年3月期法人税修正申告書の別表一(一)「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載された金額1億0848万5855円から、平成27年3月期事業年度の法人税の更正処分に伴い減少した翌期へ繰り越す欠損金額38万1126円を差し引いた金額である。

イ 平成28年3月期事業年度

(ク) 所得金額 (別表2-1・順号㉑) △849.6万7610円

上記金額は、下記aの金額にbの金額を加算し、c及びdの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表2-1・順号㉒) △871.2万5460円

上記金額は、原告の平成28年3月期法人税修正申告書の別表一(一)「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。

b 寄附金の損金不算入額 (別表2-1・順号㉓)

233万1250円

上記金額は、原告が平成28年3月期事業年度において、市場調査費として^B等に対して支払った234万円(別紙1・平成28年3月期・支出金額計)を寄附金の額として計算した寄附金の損金不算入額である(別表4-2参照)。

c 寄附金の損金算入額 (別表 2-1・順号⑦) 17万3328円

上記金額は、寄附金の額に該当すると認められる上記 b の 234 万円のうち、原告が仮払消費税額等として経理した金額であり、当該寄附金の額が単なる金銭の贈与であるため、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないことから、寄附金として損金の額に算入される金額である (別表 5 「平成 28 年 3 月期」欄参照)。

d 雑損失の損金算入額 (別表 2-1・順号⑧) 72円

上記金額は、平成 28 年 3 月期事業年度の法人税の更正処分による未払消費税額等の増加額 17万3328円と、平成 28 年 3 月期課税期間の消費税等の更正処分により発生する消費税等の納付税額 17万3400円との差額で、損金の額に算入される金額である (別表 6 「平成 28 年 3 月期」欄参照)。

(イ) 所得金額に対する法人税額 (別表 2-1・順号⑬) 0円

上記金額は、前記 (ア) の所得金額に、法人税法 66 条 2 項 (平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。) 及び措置法 42 条の 3 の 2 第 1 項 (平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。) に規定する税率 (所得金額のうち、年 800 万円以下の金額については 100 分の 15) を乗じて計算した金額である。

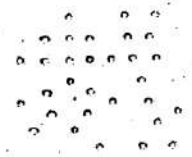
(ウ) 控除所得税額等 (別表 2-1・順号⑭) 1866円

上記金額は、法人税法 68 条に規定する法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成 28 年 3 月期法人税修正申告書の別表一(一) 「控除税額の計算」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表 2-1・順号⑮) △1866円

上記金額は、上記 (イ) の金額から上記 (ウ) の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額 (別表 2-1・順号⑯) △1866円



上記金額は、原告の平成28年3月期法人税修正申告書の別表一(一)

「この申告による還付金額」欄に記載された金額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑰) 0円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表2-1・順号⑱)

1億9307万2339円

上記金額は、原告の平成28年3月期法人税修正申告書の別表一(一)

「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載された金額1億9561万1315円から、平成27年3月期及び平成28年3月期の各事業年度の法人税の更正処分に伴い減少した翌期へ繰り越す欠損金額253万8976円を差し引いた金額である。

ウ 平成29年3月期事業年度

(7) 所得金額 (別表2-1・順号㉑) 0円

上記金額は、下記aの金額にbの金額を加算し、cないしeの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表2-1・順号㉒) 0円

上記金額は、原告の平成29年3月期法人税確定申告書の別表一(一)「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。

b 寄附金の損金不算入額 (別表2-1・順号㉓)

437万1682円

上記金額は、原告が平成29年3月期事業年度において、会費として本件委員会に対して支払った206万9400円(別紙2・平成29年3月期・支出金額計)及び市場調査費としてB等に対して支払った237万円(別紙1・平成29年3月期・支出金額計)の合計額443万9400円を寄附金の額として計算した寄附金の損金不算

入額である（別表4-3参照）。

c 寄附金の損金算入額（別表2-1・順号⑦） 28万5887円

上記金額は、寄附金の額に該当すると認められる上記bの443万9400円のうち、原告が仮払消費税額等として経理した金額であり、当該寄附金の額が単なる金銭の贈与であるため、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないことから、寄附金として損金の額に算入される金額である（別表5「平成29年3月期」欄参照）。

d 雑損失の損金算入額（別表2-1・順号⑧） 113円

上記金額は、平成29年3月期事業年度の法人税の更正処分による未払消費税額等の増加額28万5887円と、平成29年3月期課税期間の消費税等の更正処分により発生する消費税等の納付税額28万6000円との差額で、損金の額に算入される金額である（別表6「平成29年3月期」欄参照）。

e 繰越欠損金の損金算入額の増加額（別表2-1・順号⑨）

408万5682円

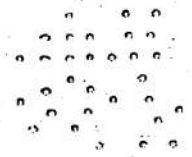
上記金額は、平成29年3月期事業年度の法人税の更正処分に伴い増加する繰越欠損金の損金算入額で、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（別表2-1・順号⑬） 0円

上記金額は、前記(ア)の所得金額に、法人税法66条2項（平成28年法律第15号による改正前のもの。）及び措置法42条の3の2第1項（平成29年法律第4号による改正前のもの。）に規定する税率（所得金額のうち、年800万円以下の金額については100分の15）を乗じて計算した金額である。

(ロ) 控除所得税額等（別表2-1・順号⑭） 1490円

上記金額は、法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得



税の額であり、原告の平成29年3月期法人税確定申告書の別表一(一)
「控除税額の計算」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑮) △1490円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額 (別表2-1・順号⑯) △1490円

上記金額は、原告の平成29年3月期法人税確定申告書の別表一(一)
「この申告による還付金額」欄に記載された金額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑰) 0円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表2-1・順号⑱)

1億8211万4564円

上記金額は、原告の平成29年3月期法人税確定申告書の別表一(一)
「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載された金額1億8873万9222円から、平成27年3月期ないし平成29年3月期の各事業年度の法人税の更正処分に伴い減少した翌期へ繰り越す欠損金額662万4658円を差し引いた金額である。

エ 平成30年3月期事業年度

(ア) 所得金額 (別表2-1・順号㉑) 5208万1831円

上記金額は、下記aの金額にbないしeの金額を加算し、fの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (別表2-1・順号①) 1857万6589円

上記金額は、原告の平成30年3月期法人税確定申告書の別表一(一)「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。

b 寄附金の損金不算入額 (別表2-1・順号②)

2677万2184円

上記金額は、原告が平成30年3月期事業年度において、会費として本件委員会に対して支払った1850万7000円（別紙2・平成30年3月期・支出金額計）及び市場調査費として^B等に対して支払った273万円（別紙1・平成30年3月期・支出金額計）並びに^Tに対する給与相当額701万6947円（別紙3・平成30年3月期計）の合計額2825万3947円を寄附金の額として計算した寄附金の損金不算入額である（別表4-4参照）。

- c 協同組合費のうち損金の額に算入されない金額（別表2-1・順号③） 156万1112円

上記金額は、原告が平成30年3月期事業年度において、本件委員会に対する会費として協同組合費に未払計上した金額で、寄附金の額と認められるため、その支払がされるまでの間は損金の額に算入されない金額である。

- d 雑収入の益金算入額（別表2-1・順号④） 60円

上記金額は、平成30年3月期事業年度の法人税の更正処分による未払消費税額等の増加額157万7660円と、平成30年3月期課税期間の消費税等の更正処分により発生する消費税等の納付税額157万7600円との差額で、益金の額に算入される金額である（別表6「平成30年3月期」欄参照）。

- e 繰越欠損金の損金算入額の過大額（別表2-1・順号⑤）

662万4658円

上記金額は、平成27年3月期ないし平成29年3月期の各事業年度の法人税の更正処分により、平成29年3月期から繰り越される欠損金が1億8873万9222円から1億8211万4564円に減少したため、その差引金額を繰越欠損金の損金算入額の過大額として

平成30年3月期の益金の額に算入する金額である。

f 寄附金の損金算入額 (別表2-1・順号⑦) 145万2772円

上記金額は、寄附金の額に該当すると認められる上記bの会費として本件委員会に対して支払った1850万7000円及び市場調査費として^B等等に対して支払った273万円の合計額2123万7000円のうち、原告が仮払消費税額等として経理した金額であり、当該寄附金の額が単なる金銭の贈与であるため、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないことから、寄附金として損金の額に算入される金額である (別表5「平成30年3月期」欄参照)。

(イ) 所得金額に対する法人税額 (別表2-1・順号⑬)

1151万4954円

上記金額は、前記(7)の所得金額に、法人税法66条1項 (平成28年法律第15号改正附則26条の適用後のもの。) 及び2項 (令和2年法律第8号による改正前のもの。) 並びに措置法42条の3の2第1項 (平成31年法律第6号による改正前のもの。) に規定する税率 (所得金額のうち、年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の23.4) を乗じて計算した金額である。

(ウ) 控除所得税額等 (別表2-1・順号⑭) 1071円

上記金額は、法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成30年3月期法人税確定申告書の別表一(一)「控除税額の計算」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑮) 1151万3800円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額 (ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額。) である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額 (別表2-1・順号⑯)

367万3700円

上記金額は、原告の平成30年3月期法人税確定申告書の別表一(一)

「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 (別表2-1・順号⑰) 784万0100円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(カ)の金額を差し引いた金額である。

(2) 地方法人税について

ア 課税標準法人税額 (別表2-2・順号②) 1151万4000円

上記金額は、地方法人税法6条(平成30年法律第7号による改正前のもの。)及び9条の規定に基づく平成30年3月期課税事業年度(本件課税事業年度)の地方法人税の課税標準法人税額であり、上記(1)エ(イ)の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。)と同額である。

イ 地方法人税額 (別表2-2・順号③) 50万6616円

上記金額は、上記アの金額に、地方法人税法10条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。)に規定する税率(100分の4.4)を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき地方法人税額 (別表2-2・順号⑤) 50万6600円

上記金額は、上記イの金額について、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

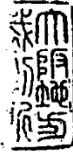
エ 既に納付の確定した地方法人税額 (別表2-2・順号⑥)

16万1600円

上記金額は、原告の平成30年3月期課税事業年度地方法人税確定申告書の「差引地方法人税額」欄に記載された金額である。

オ 差引納付すべき地方法人税額 (別表2-2・順号⑦)

34万5000円



上記金額は、上記ウの金額から上記エの金額を差し引いた金額である。

(3) 消費税等について

ア 平成27年3月期課税期間

(7) 課税標準額 (別表3-1・順号⑨「合計」欄)

18億6971万6000円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の「課税標準額」欄に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表3-1・順号⑩「合計」欄)

1億1776万7521円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分 4万2760円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表1「消費税額」・「税率4%適用分」欄に記載された金額 (別表3-1・順号⑩「税率4%適用分」欄) である。

b 税率6.3パーセント適用分 1億1772万4761円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表1「消費税額」・「税率6.3%適用分」欄に記載された金額 (別表3-1・順号⑩「税率6.3%適用分」欄) である。

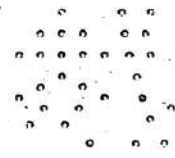
(ロ) 差引課税仕入れに係る支払対価の額 (別表3-1・順号⑭「合計」欄)

16億2831万6376円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分 △610万0997円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)「課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)」・「税率4%適用分」欄に記載された金額 (別表3-1・順号⑭「税率4%適用分」欄) である。



b 税率6.3パーセント適用分 16億3441万7373円

上記の金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」・「税率6.3%適用分」欄に記載された金額16億1445万2203円(別表3-1・順号⑪「税率6.3%適用分」欄)に、平成27年3月期課税期間消費税等更正の請求による本件労組に対する数量賦課金、数量調整金及び特別賦課金の合計額2112万0170円(別表3-1・順号⑫「税率6.3%適用分」欄)を加算し、市場調査費のうち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認められない額115万5000円(別表3-1・順号⑬「税率6.3%適用分」欄)を減算した金額(別表3-1・順号⑭「税率6.3%適用分」欄)である。

(エ) 課税仕入れに係る消費税額(別表3-1・順号⑮「合計」欄)

9510万8595円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分 △23万2418円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)「課税仕入れに係る消費税額」・「税率4%適用分」欄に記載された金額(別表3-1・順号⑯「税率4%適用分」欄)である。

b 税率6.3パーセント適用分 9534万1013円

上記金額は、上記(ウ) bの金額に108分の6.3を乗じて算出した金額(別表3-1・順号⑰「税率6.3%適用分」欄)である。

(カ) 控除対象仕入税額(別表3-1・順号⑱「合計」欄)

9509万9491円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分の控除対象仕入税額 △23万2455円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)「個別対応方式・個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額」・「税率4%適用分」欄に記載された金額(別表3-1・順号⑩「税率4%適用分」欄)である。

5 b 税率6.3パーセント適用分の控除対象仕入税額

9533万1946円

10 上記金額は、平成27年3月期課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項に基づき、上記(イ) b の金額のうち、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額である、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)「個別対応方式・⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの」・「税率6.3%適用分」欄に記載された金額9311万5491円に上記(ウ) b の加算した金額である2112万0170円に108分の6.3を乗じて算出した金額123万2009円を加算し、上記(ウ) b の減算した金額である115万5000円に108分の6.3を乗じて算出した金額6万7375円を減算した金額9428万0125円に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額である、同付表「個別対応方式・⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」・「税率6.3%適用分」欄に記載された金額105万3698円に課税売上割合99.821934052パーセント(別表3-1・順号⑥)を乗じて算出した金額105万1821円を加算した金額(別表3-1順号⑩「税率6.3%適用分」欄)である。

25 なお、上記課税売上割合は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額18億6971万6294円(別表3-1・順号③)を、同



付表「資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額1.8億7305万1561円（別表3-1・順号⑤）で除して算出した割合である。

(カ) 納付すべき消費税額（別表3-1・順号⑩「合計」欄）

2266万8000円

5

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。）である。

a 税率4パーセント適用分

27万5215円

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表1「差引税額」・「税率4%適用分」欄に記載された金額（別表3-1・順号⑩「税率4%適用分」欄）である。

10

b 税率6.3パーセント適用分

2239万2815円

上記金額は、上記(イ) bの金額から上記(カ) bの金額を差し引いた金額（別表3-1・順号⑩「税率6.3%適用分」欄）である。

(キ) 既に納付の確定した消費税額（別表3-1・順号⑪）

2260万0600円

15

上記金額は、平成28年7月26日付け平成27年3月期課税期間消費税等更正通知書の「消費税・差引税額」欄に記載された金額である。

(ク) 差引納付すべき消費税額（別表3-1・順号⑫）

6万7400円

上記金額は、上記(カ)の金額から上記(キ)の金額を差し引いた金額である。

20

(ケ) 納付すべき譲渡割額（別表3-1・順号⑬）

611万1300円

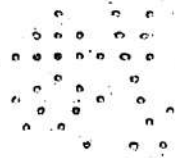
上記金額は、次のa及びbの金額の合計額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。）である。

a 税率4パーセント適用分

6万8803円

25

上記金額は、原告の平成27年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表1「譲渡割額・納税額」・「税率4%適用分」欄に記載された金



額（別表 3-1・順号㉓「税率 4%適用分」欄）である。

b. 税率 6.3 パーセント適用分 604万2506円

上記金額は、地方消費税額の課税標準である上記(カ) b の金額に 6
3分の1.7を乗じた金額（別表 3-1・順号㉔「税率 6.3%適用分」
欄）である。

(コ) 既に納付の確定した譲渡割額（別表 3-1・順号㉕）

609万3100円

上記金額は、平成 28 年 7 月 26 日付け平成 27 年 3 月期課税期間消
費税等更正通知書の「地方消費税・譲渡割額・納税額」欄に記載された
更正の請求金額である。

(ケ) 差引納付すべき譲渡割額（別表 3-1・順号㉖） 1万8200円

上記金額は、上記(カ)の金額から上記(コ)の金額を差し引いた金額であ
る。

(ク) 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表 3-1・順号㉗）

8万5600円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(ケ)の金額との合計額である。

イ 平成 28 年 3 月期課税期間

(7) 課税標準額（別表 3-2・順号㉘） 9億4497万1000円

上記金額は、原告の平成 28 年 3 月期課税期間消費税等確定申告書の
「課税標準額」欄に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表 3-2・順号㉙）

5953万3173円

上記金額は、原告の平成 28 年 3 月期課税期間消費税等確定申告書の
「消費税額」欄に記載された金額である。

(ロ) 差引課税仕入れに係る支払対価の額（別表 3-2・順号㉚）

8億8024万1741円

上記金額は、原告の平成28年3月期課税期間消費税等確定申告書の
付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に記載された金額
8億8258万1741円（別表3-2・順号⑩欄）から市場調査費の
うち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認め
られない額（税込金額）234万円（別表3-2・順号⑪）を減算した
金額である。

(エ) 課税仕入れに係る消費税額（別表3-2・順号⑫）

5134万7435円

上記金額は、上記(イ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額
である。

(オ) 控除対象仕入税額（別表3-2・順号⑬） 5134万5577円

上記金額は、平成28年3月期課税期間における課税売上高が5億円
を超えるため、消費税法30条2項に基づき、上記(エ)の金額のうち、課
税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額である、原告の平成2
8年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「個別対応方式・⑭の
うち課税売上げにのみ要するもの」欄に記載された金額5045万39
09円から、上記(イ)の減算した金額である234万円に108分の6.
3を乗じて算出した金額13万6500円を減算した金額5031万7
409円に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等
に共通して要する課税仕入れ等の税額である、同付表「個別対応方式・
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄に記載
された金額103万0025円に課税売上割合99.81978477
5パーセント（別表3-2・順号⑮）を乗じて算出した金額102万8
168円を加算した金額である。

なお、上記課税売上割合は、原告の平成28年3月期課税期間消費税
等確定申告書の付表2「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された

金額9億4497万1451円(別表3-2・順号③)を、同付表「資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額9億4667万7508円(別表3-2・順号⑤)で除して算出した割合である。

(イ) 納付すべき消費税額(別表3-2・順号④) 818万7500円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(イ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。)である。

(ロ) 既に納付の確定した消費税額(別表3-2・順号④)

805万1000円

上記金額は、原告の平成28年3月期課税期間消費税等確定申告書の「差引税額」欄に記載された金額である。

(ハ) 差引納付すべき消費税額(別表3-2・順号④) 13万6500円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ロ)の金額を差し引いた金額である。

(ニ) 納付すべき譲渡割額(別表3-2・順号④) 220万9300円

上記金額は地方消費税額の課税標準である上記(イ)の金額に63分の17を乗じた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。)である。

(ホ) 既に納付の確定した譲渡割額(別表3-2・順号④)

217万2400円

上記金額は、原告の平成28年3月期課税期間消費税等確定申告書の「譲渡割額・納税額」欄に記載された金額である。

(ヘ) 差引納付すべき譲渡割額(別表3-2・順号④) 3万6900円

上記金額は、上記(ニ)の金額から上記(ホ)の金額を差し引いた金額である。

(コ) 差引納付すべき消費税等の合計税額(別表3-2・順号④)

17万3400円

上記金額は、上記(ク)の金額と上記(カ)の金額との合計額である。

ウ 平成29年3月期課税期間

(7) 課税標準額 (別表3-3・順号⑨) 14億2246万1000円

上記金額は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の「課税標準額」欄に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表3-3・順号⑩)

8961万5043円

上記金額は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の「消費税額」欄に記載された金額である。

(ウ) 差引課税仕入れに係る支払対価の額 (別表3-3・順号⑪)

11億7460万3163円

上記金額は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄に記載された金額11億7846万2763円(別表3-3・順号⑫)から、会費のうち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認められない額(税込金額)148万9600円(別表3-3・順号⑬)及び市場調査費のうち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認められない額(税込金額)237万0000円(別表3-3・順号⑭)の合計額385万9600円を減算した金額である。

(エ) 課税仕入れに係る消費税額 (別表3-3・順号⑮)

6851万8518円

上記金額は、上記(ウ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(オ) 控除対象仕入税額 (別表3-3・順号⑯) 6846万8005円

上記金額は、平成29年3月期課税期間における課税売上高が5億円

を超えるため、消費税法30条2項に基づき、上記(エ)の金額のうち、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額である、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「個別対応方式・⑭のうち課税売上げによりのみ要するもの」欄に記載された金額6767万0635円から、上記(ウ)の減算した金額である385万9600円に108分の6.3を乗じて算出した金額22万5143円を減算した金額6744万5492円に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額である、同付表「個別対応方式・⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄に記載された金額107万212.6円に課税売上割合95.372517974パーセント(別表3-3・順号⑥)を乗じて算出した金額102万2513円を加算した金額である。

なお、上記課税売上割合は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額14億2246万1971円(別表3-3・順号③)を、同付表「資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額14億9147万9937円(別表3-3・順号⑤)で除して算出した割合である。

(ハ) 納付すべき消費税額(別表3-3・順号⑭) 2114万7000円
上記金額は、上記(イ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。)である。

(キ) 既に納付の確定した消費税額(別表3-3・順号⑮)

2092万1800円

上記金額は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の「差引税額」欄に記載された金額である。

(ク) 差引納付すべき消費税額(別表3-3・順号⑯) 22万5200円

上記金額は、上記(カ)の金額から上記(キ)の金額を差し引いた金額である。

(ケ) 納付すべき譲渡割額 (別表 3-3・順号㉔) 570万6300円

上記金額は、地方消費税額の課税標準である上記(カ)の金額に63分の17を乗じた金額 (ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。) である。

(コ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 3-3・順号㉕)

564万5500円

上記金額は、原告の平成29年3月期課税期間消費税等確定申告書の「譲渡割額・納税額」欄に記載された金額である。

(ク) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 3-3・順号㉖) 6万0800円

上記金額は、上記(ケ)の金額から上記(コ)の金額を差し引いた金額である。

(ク) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 3-3・順号㉗)

28万6000円

上記金額は、上記(ケ)の金額と上記(ク)の金額との合計額である。

エ 平成30年3月期課税期間

(7) 課税標準額 (別表 3-4・順号㉙) 18億3418万1000円

上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の「課税標準額」欄に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 3-4・順号㊱)

1億1555万3403円

上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の「消費税額」欄に記載された金額である。

(ロ) 差引課税仕入れに係る支払対価の額 (別表 3-4・順号㊲)

14億2211万4205円

上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄に記載された金額14億4341万2705円(別表3-4・順号⑪)から、会費のうち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認められない額(税込金額)1856万8500円(別表3-4・順号⑫)及び市場調査費のうち単なる金銭の贈与であるため課税仕入れに係る支払対価の額と認められない額(税込金額)273万円(別表3-4・順号⑬)の合計額2129万8500円を減算した金額である。

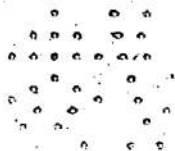
(エ) 課税仕入れに係る消費税額(別表3-4・順号⑯)

8295万6662円

上記金額は、上記(ウ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(オ) 控除対象仕入税額(別表3-4・順号⑰) 8295万4840円

上記金額は、平成30年3月期課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項に基づき、上記(エ)の金額のうち、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額である、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「個別対応方式・⑭のうち課税売上げにのみ要するもの」欄に記載された金額8276万3931円から、上記(ウ)の減算した金額である2129万8500円に108分の6.3を乗じて算出した金額124万2413円を減算した金額8152万1518円に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額である、同付表「個別対応方式・⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄に記載された金額143万4931円に課税売上割合99.887895623パーセント(別表3-4・順号⑥)を乗じて算出した金額143万3322円を加算した金額である。



なお、上記課税売上割合は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の付表2「課税資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額17億9622万6102円（別表3-4・順号③）を、同付表「資産の譲渡等の対価の額」欄に記載された金額17億9824万2010円（別表3-4・順号⑤）で除して算出した割合である。

(イ) 返還等対価に係る税額（別表3-4・順号⑩） 239万1197円
 上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄に記載された金額である。

(ロ) 納付すべき消費税額（別表3-4・順号⑪） 3020万7300円
 上記金額は、上記(イ)の金額から上記(イ)及び(イ)の金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。）である。

(ハ) 既に納付の確定した消費税額（別表3-4・順号⑫）
 2896万4900円
 上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の「差引税額」欄に記載された金額である。

(ニ) 差引納付すべき消費税額（別表3-4・順号⑬） 124万2400円
 上記金額は、上記(ハ)の金額から上記(ロ)の金額を差し引いた金額である。

(ホ) 納付すべき譲渡割額（別表3-4・順号⑭） 815万1100円
 上記金額は、地方消費税額の課税標準である上記(ハ)の金額に63分の17を乗じた金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。）である。

(ヘ) 既に納付の確定した譲渡割額（別表3-4・順号⑮）
 781万5900円
 上記金額は、原告の平成30年3月期課税期間消費税等確定申告書の

「譲渡割額・納税額」欄に記載された金額である。

(シ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 3-4・順号㉔) 33万5200円
上記金額は、上記(コ)の金額から上記(サ)の金額を差し引いた金額である。

(ス) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 3-4・順号㉕)
157万7600円
上記金額は、上記(ケ)の金額と上記(シ)の金額との合計額である。

(4) 小括

以上のおり、原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額、納付すべき法人税額、本件課税事業年度の地方法人税に係る納付すべき地方法人税額及び本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額、消費税額、消費税に係る控除対象仕入税額、納付すべき税額、納付すべき地方消費税額 (譲渡割額) は、それぞれ上記(1)ないし(3)のおりであるところ、本件各事業年度の法人税の各更正処分における所得金額、納付すべき税額、本件課税事業年度の地方法人税の更正処分における納付すべき税額並びに本件各課税期間の消費税等の更正処分における消費税額、仕入税額控除の額、納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額 (別表 1-1 ないし 1-3 の「更正処分等」欄 (別表 1-3 については「更正処分等 (質問検査)」欄)) と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2. 本件各賦課決定処分の適法性

上記 1 のとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告は、納付すべき法人税額、地方法人税額、消費税額及び地方消費税額を過少に申告し、更に前記第 2 の 5 (3) (被告の主張) のとおり、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を仮装し、その仮装したところに基づいて納税申告書を提出していたと認められる。

したがって、本件各更正処分により新たに納付すべき法人税額、地方法人税

額、消費税額及び地方消費税額については、通則法65条及び68条の規定に基づき、以下のとおり、過少申告加算税及び重加算税が賦課される。

(1) 法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分の根拠

平成30年3月期事業年度の法人税の更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき法人税額132万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した13万2000円である。

(2) 法人税に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成30年3月期事業年度の法人税の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき法人税額651万円に100分の35の割合を乗じて算出した227万8500円である。

(3) 地方法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分の根拠

平成30年3月期課税事業年度（本件課税事業年度）の地方法人税の更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき地方法人税額5万円に100分の10の割合を乗じて算出した5000円である。

(4) 地方法人税に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成30年3月期課税事業年度（本件課税事業年度）の地方法人税の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき地方法人税額2.8万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満を切り捨てた後のもの。）に100分の35の割合を乗じて算出した9万8000円である。

(5) 消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

ア 平成27年3月期課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成27年3月期課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額8万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満を切り捨てた後のもの。後記イないしエにおいて同じ。）に100分の35の割合を乗じて算出した2万8000円である。

イ 平成28年3月期課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成28年3月期課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額17万円に100分の35の割合を乗じて算出した5万9500円である。

ウ 平成29年3月期課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成29年3月期課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額28万円に100分の35の割合を乗じて算出した9万8000円である。

エ 平成30年3月期課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

平成30年3月期課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額157万円に100分の35の割合を乗じて算出した54万9500円である。

(6) 小括

以上のとおり、本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税及び重加算税の金額は、本件各賦課決定処分により原告に賦課された過



少申告加算税及び重加算税の額（別表 1-1 ないし 1-3 「更正処分等」欄
（別表 1-3 については「更正処分等（質問検査）」欄）と同額である。

したがって、本件各賦課決定処分は適法である。

以上

本件各事業年度の法人税の納付すべき税額等

【単位：円】

区 分		順号	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
申告所得金額		①	0	△ 87,125,460	0	18,576,589
加算	寄附金の損金不算入額	②	466,726	2,331,250	4,371,682	26,772,184
	協同組合費のうち損金の額に算入されな ない金額	③	-	-	-	1,561,112
	雑収入の益金算入額	④	-	-	-	60
	繰越欠損金の損金算入額の過大額	⑤	-	-	-	6,624,658
	計 (② + ③ + ④ + ⑤)	⑥	466,726	2,331,250	4,371,682	34,958,014
減算	寄附金の損金算入額	⑦	85,553	173,328	285,887	1,452,772
	雑損失の損金算入額	⑧	47	72	113	0
	繰越欠損金の損金算入額の増加額	⑨	381,126	-	4,085,682	-
	計 (⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩	466,726	173,400	4,371,682	1,452,772
所得金額 (① + ⑥ - ⑩)		⑪	0	△ 84,967,610	0	52,081,831
課税所得金額 (百円未満の端数切捨て)		⑫	0	0	0	52,081,800
所得金額に対する法人税額		⑬	0	0	0	11,514,954
控除所得税額等		⑭	71,121	1,866	1,490	1,071
納付すべき法人税額 (⑬ - ⑭) (百円未満の端数切捨て)		⑮	△ 71,121	△ 1,866	△ 1,490	11,513,800
既に納付の確定した法人税額		⑯	△ 71,121	△ 1,866	△ 1,490	3,673,700
差引納付すべき法人税額 (⑮ - ⑯)		⑰	0	0	0	7,840,100
翌期へ繰り越す欠損金額		⑱	108,104,729	193,072,339	182,114,564	0

(注1) 「所得金額」欄の△印は、欠損金額を示す。

(注2) 「納付すべき法人税額」及び「既に納付の確定した法人税額」欄の△印は、還付金の額に相当するそれぞれの税額を示す。

平成30年3月期課税事業年度の地方法人税の納付すべき税額等

【単位：円】

区 分	順号	平成30年3月課税事業年度
法 人 税 額	①	11,514,954
課 税 標 準 法 人 税 額 (千 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	②	11,514,000
地 方 法 人 税 額	③	506,616
控 除 税 額	④	0
納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (③ - ④) (百 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	⑤	506,600
既 に 納 付 の 確 定 し た 額 地 方 法 人 税 額	⑥	161,600
差 引 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (⑤ - ⑥)	⑦	345,000

別紙 1 ～ 3、別表 3 - 1 ～別表 6 省略